

≪ 9 ≫本件への厳正な調査と対応をする事の要請

- (1) A 氏の〈門真市新橋町 3-×-×× (市営新橋住宅 (第一期) ×号棟××××号室)〉の「住所」は、現在も「生活の本拠では無い不正な住所」である可能性が極めて濃厚であるので、市は早急に A 氏に連絡を取って事情聴取をし、新橋住宅の居室の立ち入り調査を行なうこと。
- (2) A 氏が「実際の生活の本拠」としている可能性が極めて濃厚な守口市マンション 守口市南寺方×××× (マンション名と部屋番号) を訪問し、A 氏や家族に面談調査すること。
- (3) 4月の藤一地方選を控えて、「選挙人名簿の公正さ確保」は極めて重大な事案なので、選管はとりわけ厳正な調査と対応をすること。
A 氏の新橋住宅住所が「生活の本拠では無い」事が判明したら、選管・宮本市長は直ちに「門真市選挙人名簿」から A 氏を抹消すること。
- (4) A 氏の新橋住宅住所が「生活の本拠では無い」事が判明したら、市民生活部・宮本市長は直ちに A 氏の住民票を「職権削除」すること。
- (5) A 氏の新橋住宅住所が「生活の本拠では無い」事が判明したら、まちづくり部・宮本市長は直ちに A 氏に対して新橋住宅居室の明け渡しを命令すること。
- (6) 「調査」にあたっては、A 氏の言い分を安易に鵜呑みにする事を戒め、きっちり裏付けを取り、A 氏に対してその矛盾点を指摘したり、法的啓発をしっかりと行ないながら、厳正厳密に行なうこと。

≪ 10 ≫市が真摯な対応しなければ、この通報を警察と守口市と大阪府選管にも提出する！

門真市当局が今回も、2017年当時のような不誠実で「A 氏への理不尽な擁護」の姿勢を取るならば、私はこの通報文・資料のコピーを、門真警察・守口警察と守口市および大阪府選管に提出する。

その理由は、少なくとも新橋住宅居室の水道閉栓をしていた 2014年 12/3~2017年 3/27 の間の 2年 4ヶ月は、新橋住宅住所が「物理的に絶対に『生活の本拠』=住所ではなくなっていた事」が「議論の余地無く確実」であり、この住所に基づいた「門真市選挙人名簿」に基づいて不正違法な投票が 6回も行なわれた重大さにある。

もし今現在も新橋住宅住所が『生活の本拠』ではないとすると、さらに違法不正が重ねられる事になる。

これは「公正選挙」を進めようとしている警察や府選管にとっても重大関心事になるはずだ。

また、守口市にとってもいろんな意味で関係が深い問題だと思う。

以上

門真市議：戸田ひさよし (無所属・「革命 21」)

新橋町 12-18 三松マンション 207 TEL ; 06-6907-7727 FAX ; 06-6907-7730

アドレス : toda-jimu1@hige-toda.com HP : <http://www.hige-toda.com/>

HP の「ちょいマジ掲示板」・「戸田の門真市動画コーナー」に関連記事・動画あり！

★HP に 3000 数百本もの動画があります！門真市で動画作成アップしているのは戸田だけ！

HP 扉に「戸田がじっくり語る動画」、「戸田の門真市動画」、「新・戸田のユーチューブ」、

「戸田のユーチューブ」、「反ヘイト強烈動画」、「戸田の旅動画」の 6 つの動画コーナー！